

国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則

平成17年3月10日

海洋大規第 258号

改正 平成19年6月19日 海洋大規第258-2号

改正 平成20年6月11日 海洋大規第258-3号

改正 平成22年2月24日 海洋大規第 35号

改正 平成27年3月12日 海洋大規第 15号

改正 平成28年3月17日 海洋大規第 158号

改正 平成29年3月17日 海洋大規第 23号

改正 令和 3年12月14日 海洋大規第 137号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学長選考（第2条～第10条）
- 第3章 学長解任（第11条～第14条）
- 第4章 雑則（第15条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条及び国立大学法人東京海洋大学管理規則第8条の規定に基づき、国立大学法人東京海洋大学長（以下「学長」という。）の選考及び解任に関する必要な事項を定めるものである。

第2章 学長選考

（選考の時期）

第2条 第2条 国立大学法人東京海洋大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、次の各号の一に該当する場合に、学長候補者の選考を行う。

- 一 学長の任期が満了するとき。
- 二 学長が辞任を申し出たとき。
- 三 学長が欠員になったとき。
- 四 学長が解任されたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の4ヶ月前までに終了するように、同項第2号、第3号及び第4号に該当する場合は、速やかに開始するものとする。

（選考基準）

第3条 学長候補者の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

2 学長候補者の選考基準については、学長選考・監察会議が別に定める。

（公表）

第4条 学長選考・監察会議は、以下に掲げる場合、その事項の公表を行うものとする。

- 一 学長選考にかかる基準を定め、または変更したとき。
- 二 推薦手続及び選考日程その他学長選考に係る手続・方法を決定したとき。
- 三 学長候補者選考の審議対象とする者を決定したとき（名簿及び所信表明を含む。）。

四 学長候補者を選考した理由及び選考の過程を付記した選考結果

2 公表にあたっては、大学の公式ホームページに掲載することを原則とする。

(学長候補適任者の推薦)

第5条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考にあたり、経営協議会及び教育研究評議会に対して、学長候補者となるべき適任者（以下「学長候補適任者」という。）の推薦を求めるものとする。

2 前項の推薦の求めに応じ、経営協議会は、学外委員の協議に基づき2名以内、教育研究評議会は3名以内の学長候補適任者を学長選考・監察会議に推薦しなければならない。

3 前項の教育研究評議会が推薦する学長候補適任者の選考は、教育研究評議会において定める方法による。

4 学長選考・監察会議は、第2項に基づく学長候補適任者の推薦を受理したときは、当該学長候補適任者に対して、応諾の意思確認を行うものとする。

(意向投票)

第6条 学長選考・監察会議は、第9条第1項に規定する候補者の選考を行うにあたり、学内の意向を聴取するため、前条によって推薦された後、応諾の意思確認をした5名以内の学長候補適任者について、投票資格を有する者による投票（以下「学内意向投票」という。）を行うものとする。

2 学内意向投票は、学長候補適任者について、単記無記名投票により1回行うものとする。

3 学長選考・監察会議は、前条第4項に基づく意思確認について、応諾した学長候補適任者から所信表明文を提出させるとともに、その内容を発表する機会を設けることとする。

(投票資格者)

第7条 前条第1項の投票資格を有する者は、投票の公示の日に本学に在職する次の各号に掲げる者とする。ただし、海外旅行中の者、休職中の者、停職中の者及び育児・介護休業中の者を除く。

一 学長、常勤理事

二 専任の教授、准教授、講師、助教及び助手

三 事務局長、部長、課長、室長、課長補佐、室長補佐、専門員及び係長（専門職員及び技術専門職員を含む。）

四 船長、機関長、一等航海士、一等機関士、通信長、甲板長及び操機長（いずれも教員を除く。）

2 投票資格者で投票の日までにその資格を失った者は投票することができない。

(投票管理委員会)

第8条 学長選考・監察会議は、第6条の学内意向投票を管理させるため投票管理委員会を設置し、投票管理事務を委嘱する。

2 投票管理委員会は、各学部の教授会において選出された者各2名及び事務局長をもって組織する。

3 投票管理委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(学長候補者の決定)

第9条 学長選考・監察会議は、第3条に定める基準に基づき、学内意向投票の結果を参考に、学長候補適任者からの意見聴取その他の方法により選考を行い、学長候補者を決定する。

2 学長候補者を決定したときは、学長に報告するとともに公表する。

3 学長は、前項の報告があったときは、速やかに文部科学大臣に申し出るものとする。

(学長の業務執行の確認)

第10条 学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況について確認を行うため、業務等の目標、計画等を提出させ、また学長の任期途中において実施状況を報告させ、その内容を確認する。

2 学長選考・監察会議は、監事から国立大学法人東京海洋大学監事監査規則（平成16年海洋大規第46号）第18条の規定による報告を受けたとき、又は学長が国立大学法人東京海洋大学役員規則（平成16年海洋大規第10号）第9条第2項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

第3章 学長解任

(解任の審査)

第11条 学長の解任審査は、次の各号の一に該当すると認められる場合に学長選考・監察会議が行う。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 文部科学大臣が、学長の職務の執行が適切でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるとき。
- 四 その他学長たるに適しないと認めるとき。

(解任の審査請求)

第12条 学長の解任審査請求は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- 一 前条第2号、第3号及び第4号による解任の審査について、経営協議会又は教育研究評議会いずれかにおいて、構成員の3分の2以上の議決により解任審査請求の決議が行われたとき。
 - 二 第7条第1項に掲げる投票資格者（解任審査請求を行う日における投票資格者のうち、学長及び常勤理事を除いた者）の2分の1以上による解任審査請求が提出されたとき。
- 2 学長選考・監察会議の議長は、前項の請求があったときは、速やかに学長選考・監察会議を招集する。

(意見陳述の機会の付与)

第13条 学長選考・監察会議は、解任の審査を行うにあたり、学長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(解任の申出)

第14条 学長選考・監察会議は全委員の3分の2以上の賛成で第11条各号のいずれかに該当すると決議した場合は、その理由を付して、文部科学大臣に学長の解任を申し出るものとする。

第4章 雑則

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、学長選考等に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月10日から施行する。

附 則（平成 19 年海洋大規第 258-2 号）

この規則は、平成 19 年 6 月 19 日から施行する。

附 則（平成 20 年海洋大規第 258-3 号）

この規則は、平成 20 年 6 月 11 日から施行する。

附 則（平成 22 年海洋大規第 35 号）

この規則は、平成 22 年 2 月 24 日から施行する。

附 則（平成 27 年海洋大規第 15 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年海洋大規第 158 号）

この規則は、平成 28 年 3 月 17 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項第 3 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年海洋大規第 23 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 14 日 海洋大規第 137 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。